

# 福島町 立地適正化計画

平成 31 年 3 月

福島町



# 目次

<b>1章 計画の目的・位置づけ</b> .....	1
1-1 策定の背景と目的.....	1
1-2 位置づけ.....	1
1-3 対象区域.....	2
1-4 目標年次.....	2
<b>2章 立地の適正化に関する基本的な方針</b> .....	3
2-1 地域分析に基づく地域の特徴と課題.....	3
2-2 まちの将来像（都市計画マスタープランの再掲）.....	6
2-3 コンパクトなまちづくりの方針（ターゲット）.....	7
2-4 都市機能・居住の立地適正化に関する誘導方針（ストーリー）.....	8
2-5 将来の都市構造（都市計画マスタープランの再掲）.....	9
<b>3章 都市機能誘導区域・誘導施設</b> .....	13
3-1 都市機能誘導区域の基本的な考え方.....	13
3-2 都市機能誘導区域の設定.....	14
3-3 誘導施設の考え方.....	17
3-4 誘導施設の設定.....	18
<b>4章 居住誘導区域</b> .....	22
4-1 基本的な考え方.....	22
4-2 居住誘導区域の設定居住.....	23
<b>5章 都市機能および居住を維持・誘導するための施策</b> .....	26
5-1 施策の方向性.....	26
5-2 都市機能誘導区域に関する施策.....	27
5-3 居住誘導に関する施策.....	29
5-4 居住誘導区域外の良好な居住環境の確保のための施策.....	31
<b>6章 評価方法</b> .....	32
6-1 指標の設定.....	32
6-2 モニタリング計画.....	34



# 1章 計画の目的・位置づけ

## 1-1 策定の背景と目的

本町においては、人口減少が進む中で、厳しい財政制約の下で、医療・福祉・商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能・居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります。

こうした状況は、全国の多くの都市に共通する課題であることから、国においても、平成26年8月に施行された改正都市再生特別措置法において、立地適正化計画の策定を位置付け、施設の整備等に対する国の各種支援措置も創設されたところです。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指す制度です。

こうした背景を踏まえ、本町においても持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「福島町立地適正化計画」を策定します。

## 1-2 位置付け

「福島町立地適正化計画」は、「福島町都市計画マスタープラン」の一部に位置付けられる計画です。立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携を図るものです。

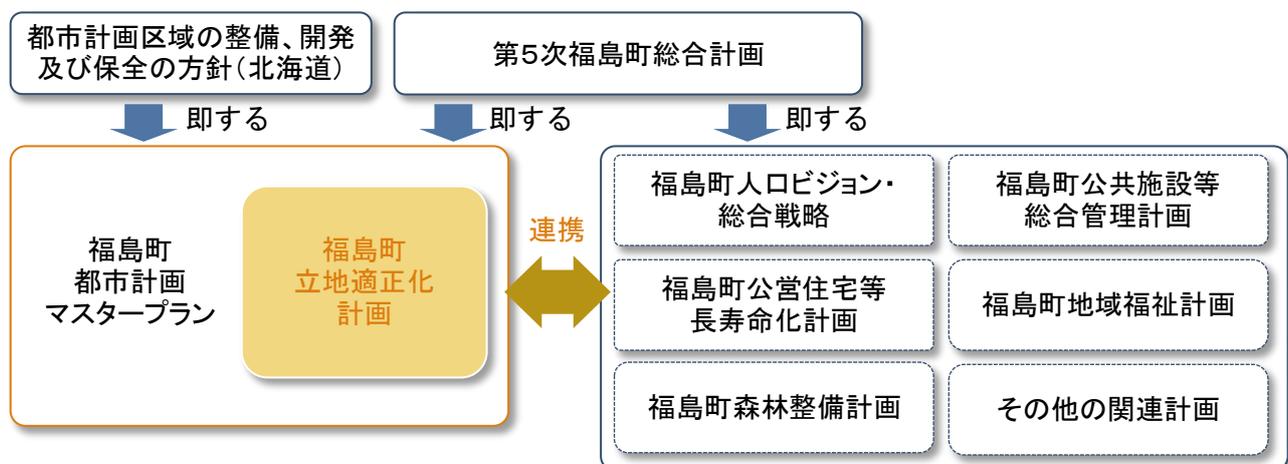


図 1-1 計画の位置づけ

## 1-3 対象区域

本計画の計画区域は、都市計画区域全域とします。

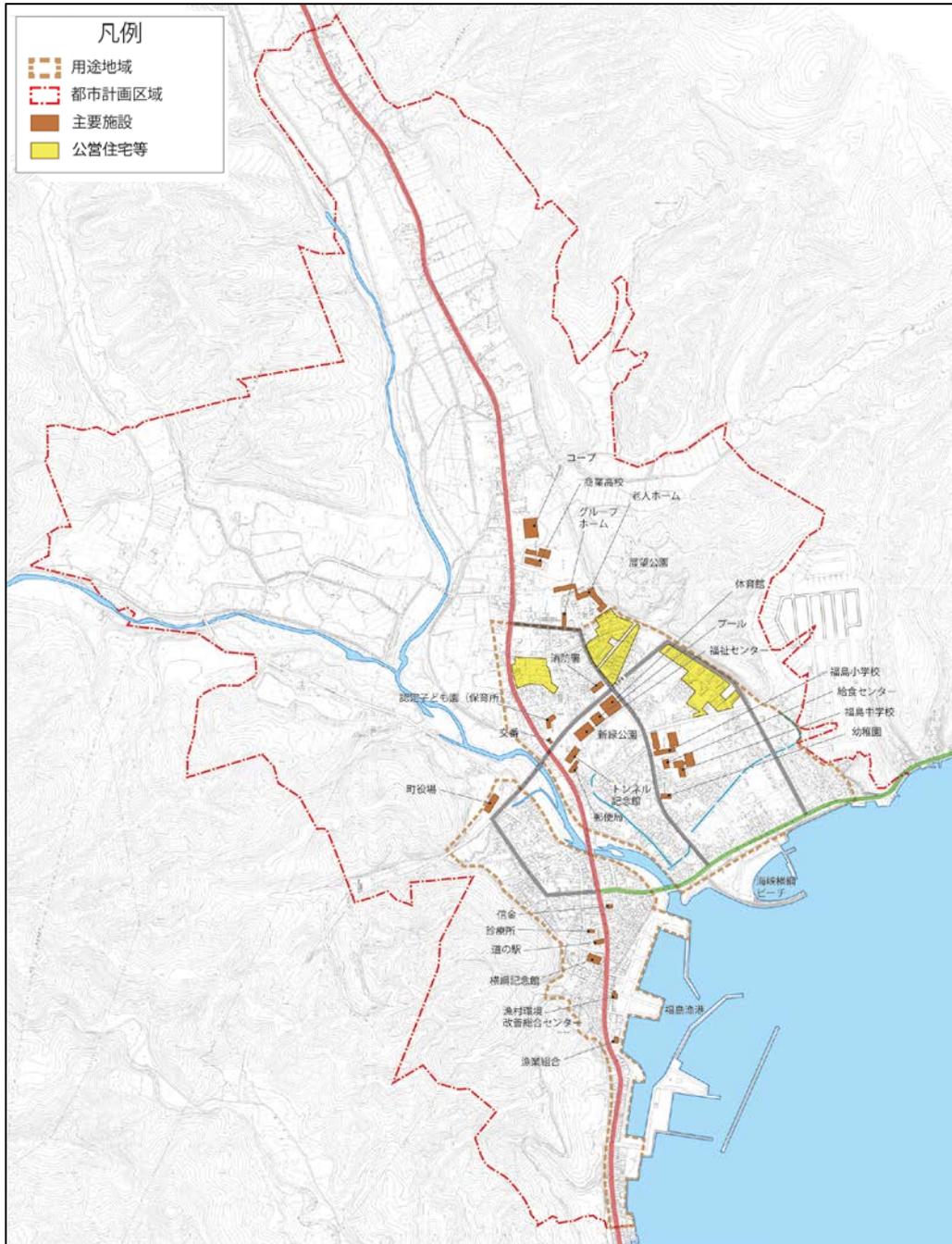


図 1-2 対象区域

## 1-4 目標年次

「福島町立地適正化計画」は「福島町都市計画マスタープラン」と同じく、概ね 20 年後を見据えた長期的な計画とし、計画年度を平成 31(2019)年度～平成 50(2038)年度とします。

# 2章 立地の適正化に関する基本的な方針

## 2-1 地域分析に基づく地域の特徴と課題

各種統計資料より分析した、本町の特徴と課題は下記の通りです。

### ① 人口 ～ 人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりが必要

2015(平成 27)年の全町人口は 4,422 人であり、また高齢化率は 41.9%と北海道平均(29.1%)を大きく上回り、少子高齢化が進行しています。今後も人口減少と少子高齢化は進行すると推計されており、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりが課題となります。

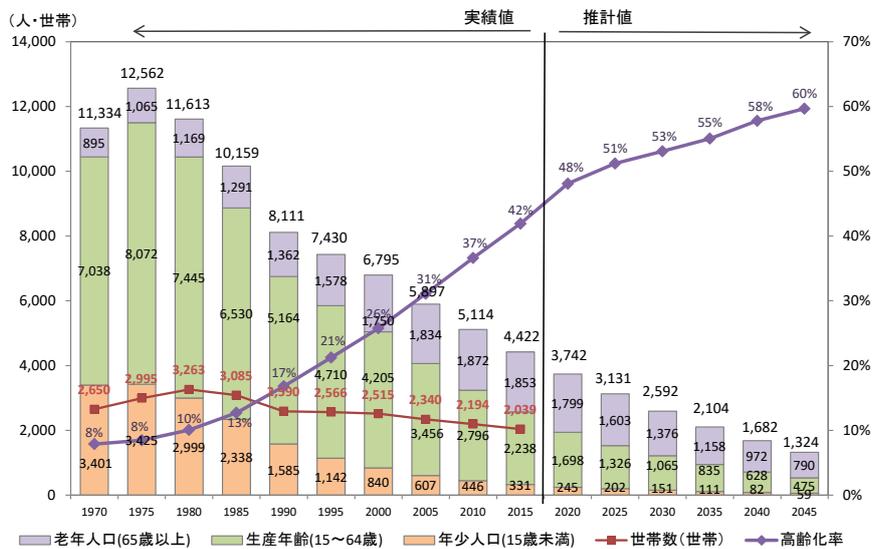


図 2-1 人口の推移と将来推計

出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口」

### ② 転入・転出人口 ～ 若者が戻りたくなるまちづくりが必要

2010(平成 22)年と2015(平成 27)年の居住地比較による人口の移動状況を見ると、本町では 243 人の転出超過となっており、特に、15～19 歳の高校・大学への進学時期および 20～24 歳の就職時期での転出が多くなっています。若者に焦点を当てた、戻りたくなるまちづくりや、働きやすいまちづくりが課題となります。



図 2-2 転入転出人口 (2010 年と 2015 年の比較)

出典：総務省「国勢調査」

### ③ 都市計画区域内の人口 ～ 人口密度の維持を目指すことが必要

2000(平成 12)年からの人口密度を 500mメッシュで見ると、ほとんどのメッシュで人口密度は減少傾向にあります。また、町内のうち、最も人口が集積しているメッシュについては、2000(平成 12)年時点では、福島地区・月崎地区のメッシュであったのに対し、2015(平成 27)年時点では、月崎地区・三岳地区となっています。

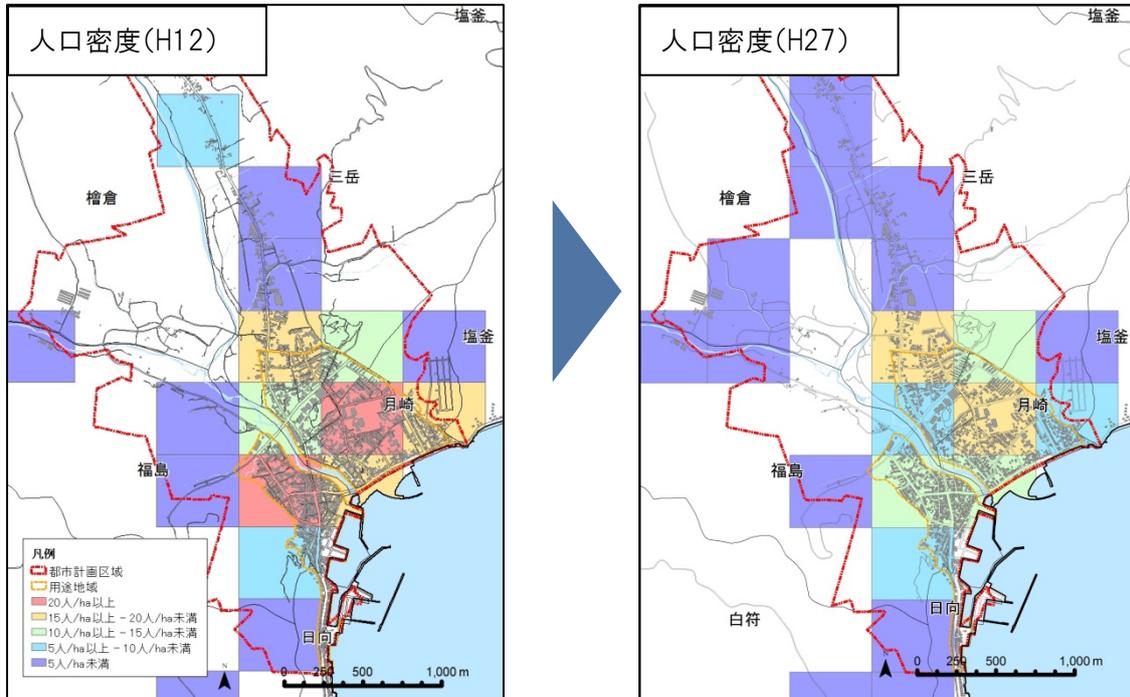


図 2-3 人口密度の推移 (平成 12 年と平成 27 年の比較)  
出典：総務省「国勢調査」

### ④ 買い物の状況 ～ 函館等の周辺都市との広域的な連携が必要

福島町民の買い物場所をみると、最寄品に関しては、町内での購買率(28.1%)よりも、函館市での購買率(50.5%)の方が高くなっています。本町だけで都市機能を充足させるのではなく、函館等の周辺都市と広域的に連携をし、生活利便性を高める観点が重要となります。

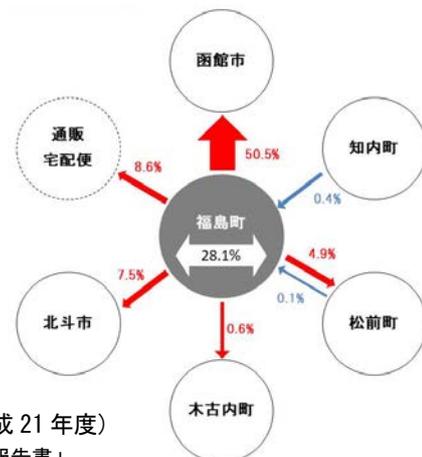


図 2-4 福島町における買い物場所の利用割合 (平成 21 年度)  
資料：北海道「平成 21 年度北海道広域商圏動向調査報告書」

## ⑤ 都市機能の立地状況 ～ 既存施設を生かしたまちづくりが必要

市街地における都市機能の立地状況をみると、国道228号沿いに商業施設や各種公共施設が立地しているほか、三岳地区に福祉センターや総合体育館、認定子ども園、月崎地区に小学校・中学校や幼稚園が立地しています。持続可能なまちづくりに向けては、これらの既存施設を生かしながら、利便性の高いまちづくりを行う必要があります。

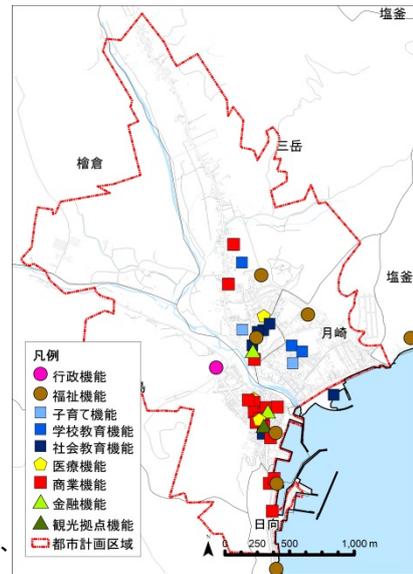


図 2-5 福島エリアの都市機能の立地状況

資料：NTT タウンページ「iタウンページ」、国土交通省「国土数値情報」、福島町資料

## ⑥ 災害 ～ 災害に強い・しなやかなまちづくりが必要

津波浸水想定区域についてみると、市街地の広い範囲が浸水すると想定されています。災害に対するソフト・ハード整備を行い、災害に強いまちづくりが重要となります。



図 2-6 津波浸水想定区域

資料：福島町防災マップ

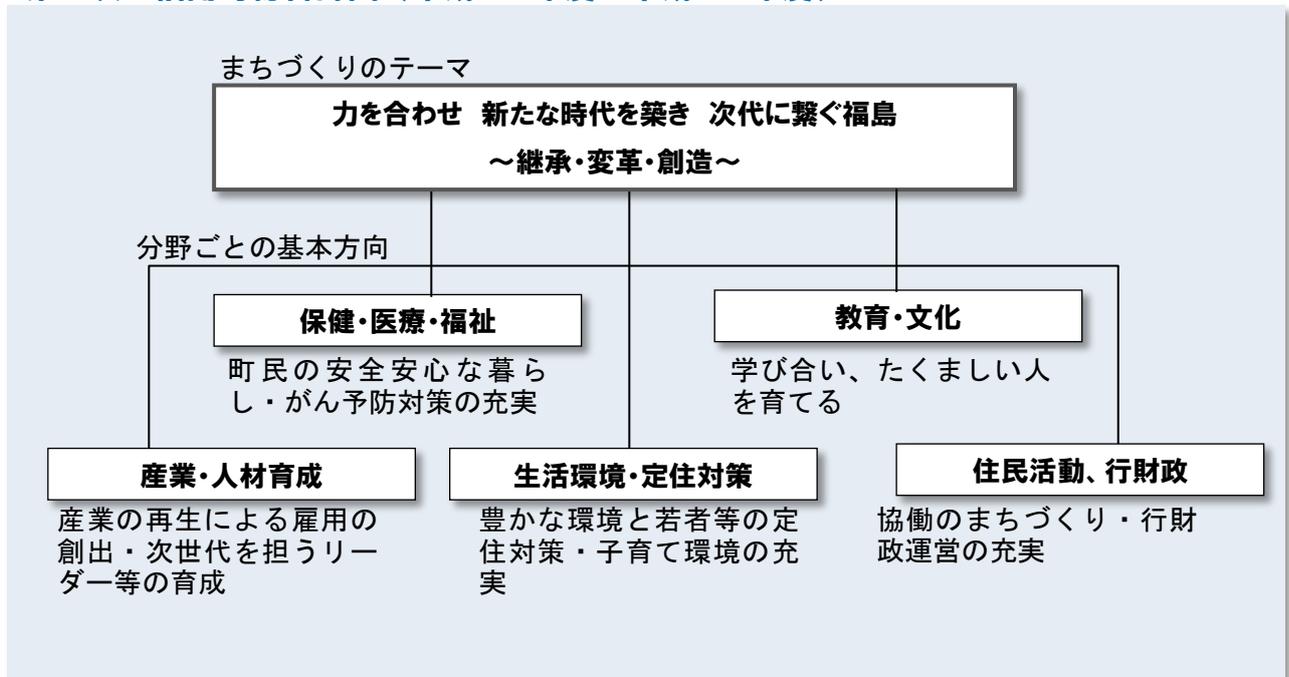
## 2-2 まちの将来像（都市計画マスタープランの再掲）

福島町では、人口減少が続いており、財政やまちの活力などの面において、当面の間厳しい状況が続くと予想されます。

そのような中で、まちづくりの最上位計画である「第5次福島町総合計画」では、まちづくりのテーマを「力を合わせ新たな時代を築き 次代につなぐ福島」とし、先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながらも、新たな視点を加え、今住んでいる私たちが輝くことで、「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるまちづくりを進めるとともに、これから生まれてくる子供たちへつなげていくまちづくりを目指しています。さらに、このまちづくりのテーマを基本的な姿勢として、5つの分野の基本方向を定めています。

本計画では、都市計画マスタープランと同様に、総合計画のまちづくりのテーマを受けて、まちづくりの基本理念を「歴史と魅力にあふれる 機能的なまち 福島」と設定します。

### 第5次 福島町総合計画（平成28年度～平成35年度）



### 福島町都市計画マスタープラン・立地適正化計画（平成31年度～平成50年度）

まちづくりの  
基本理念

**歴史と魅力にあふれる 機能的なまち 福島**

図 2-7 本計画の理念

## 2-3 コンパクトなまちづくりの方針(ターゲット)

まちづくりの基本理念に基づき、都市計画区域におけるコンパクトなまちづくりの方針(ターゲット)を設定します。本計画においては、地域分析に基づき、対象を「子育て世代」「高齢者」「若者」とし、各対象の現状を踏まえた方針(ターゲット)を設定します。

コンパクトなまちづくりの方針(ターゲット)を設定することで、各対象に対する取組の方向性を明確化し、コンパクトなまちづくりを効果的に推進します。

### ●対象ごとのコンパクトなまちづくりの方針(ターゲット)

#### 子育て世代

##### 【子育て世代に関連する現状】

- 年少人口が減少傾向。2035年には約30%減少(2015年比)と推計。(総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)
- 函館市での購買率が最寄品では50.5%、買回品では64.6%と町外に依存している。(北海道「平成21年度北海道広域商圈動向調査報告書」)

##### 【子育て世代に対する方針(ターゲット)】

**子育て世代が安心して子育てできる利便性の高いまちづくり**

#### 高齢者

##### 【高齢者に関連する現状】

- 2015年の高齢化率は41.9%と道平均(29.1%)を大きく上回り、2035年には55.0%まで上昇すると予測。(総務省「国勢調査」)
- 高齢化に伴い扶助費が増加傾向。(福島町「公共施設等総合管理計画」)
- 国道228号を走る路線バスと町内各集落を巡るデマンドバスが運行

##### 【高齢者に対する方針(ターゲット)】

**高齢者が慣れ親しんだ地区で健康に住み続けられる環境の形成**

#### 若者世代

##### 【若者に関連する現状】

- 2010年と2015年を比較した歳、最も転出者数が多いのは20~24歳。(総務省「国勢調査」)
- 三岳地区は共同住宅の延床面積割合が29.5%と比較的高い一方、福島地区・月崎地区はそれぞれ7.1%、10.4%と低く、戸建住宅の立地が中心。(都市計画基礎調査)
- 事業所数・従業者数は福島・三岳・月崎地区や吉岡地区の一部などで減少。(総務省「H21、H26 経済センサス」)

##### 【若者世代に対する方針(ターゲット)】

**若者が働きやすく暮らしやすいまちづくり**

## 2-4 都市機能・居住の立地適正化に関する誘導方針（ストーリー）

各対象ごとに定めたコンパクトなまちづくりの方針（ターゲット）の実現に向け、以下の誘導方針（ストーリー）で都市機能及び居住の誘導を進めます。

### ● 誘導方針（ストーリー）

#### 子育て世代に対する方針 （ターゲット）

子育て世代が安心して  
子育てできる  
利便性の高いまちづくり

#### 高齢者に対する方針 （ターゲット）

高齢者が慣れ親しんだ地区で  
健康に住み続けられる  
環境の形成

#### 若者世代に対する方針 （ターゲット）

若者が働きやすく  
暮らしやすいまちづくり

ターゲットの実現に向け、以下の誘導方針（ストーリー）で都市機能および居住の誘導を進める

### 誘導方針① 公共施設・都市基盤ストックを活用した賑わいある市街地整備

公共施設・都市基盤ストックを活用した賑わいある市街地を形成することで、子育て世代や若者が福島町に戻りたくなるまちづくりや高齢者が出歩きたくなるまちづくりを図ります。

具体的には、都市機能誘導区域において、賑わいづくりに寄与する誘導施設の誘導・維持を図るほか、都市機能誘導区域にアクセスしやすい公共交通ネットワークづくりを推進するなど、多面的な市街地整備を行います。

### 誘導方針② 子育て世代・若者・高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

子育て世代・若者・高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備を行うことで、各主体が「安心」「便利」「豊か」に暮らせるまちづくりを進めます。

具体的には、本町の特性に配慮した居住誘導区域の設定を行うほか、良好な住宅環境の整備を行うなど、ソフト・ハード両面から見た整備を行います。

### 誘導方針③ 集落と市街地、市街地と他市町村を結ぶ広域交通ネットワークづくり

集落と市街地、市街地と他市町村を結ぶ広域交通ネットワークづくりを行うことで、各集落や居住誘導区域外の生活利便性の確保や、函館等の周辺都市との広域的な連携による利便性の向上を図ります。

具体的には、広域的な連携に配慮して都市機能誘導区域の設定を行うほか、使いやすい公共交通の整備を行うことで、様々な居住地から都市機能誘導区域や周辺都市にアクセスしやすい公共交通ネットワークづくりを行います。

## 2-5 将来の都市構造（都市計画マスタープランの再掲）

都市計画マスタープランと同様に、まちづくりの理念を踏まえ、将来の都市構造を次のように設定します。

### （1）エリア

漁業や農業などの生産活動、居住などの地域活動、通学などの中核となるエリアとして、吉岡・白符・岩部の各漁港とその周辺、千軒地区の5つのエリアを「生活エリア」に設定します。生活エリアは下記に示すように、地域の特性に合わせ、メリハリのあるエリアとして整備します。

さらに、本町の中心として多様な都市機能を集積するエリアとして、福島都市計画区域内の都市地域を「中心的生活エリア」に設定します。

表 2-1 エリア設定の内容・対象地区

名称	内容	対象地区
中心的生活エリア	生活エリアのうち、本町の中心として多様な都市機能を集積するエリア	福島都市計画区域内の市街地域
生活エリア	生産活動・地域活動・通学などの集落のまとまり(下記参照)	吉岡・白符・浦和・岩部の各漁港とその周辺、千軒地区

表 2-2 生活エリアの地域像

生活エリア	地域像
吉岡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグロなど町内水産物流の中心</li> <li>・吉岡小学校、吉岡総合センター、診療所、小売店などの一定の施設集積</li> <li>・福島都市計画区域(中心的生活エリア)に次ぐ町内の都市機能集積エリア</li> <li>・生産活動・教育・生活利便サービス等を一定水準以上確保した地区</li> </ul>
白符地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島都市計画区域(中心的生活エリア)と吉岡地区の間接点である漁港地区</li> <li>・生産活動(漁業・水産加工業)と居住の拠点</li> </ul>
浦和地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦和漁港を中心とした生産拠点</li> </ul>
岩部地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩部漁港を中心とした生産と観光の拠点(景観資源の活用)</li> </ul>
千軒地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・函館方面との動線上の農業地域</li> <li>・生産活動(農業)と居住の拠点</li> </ul>

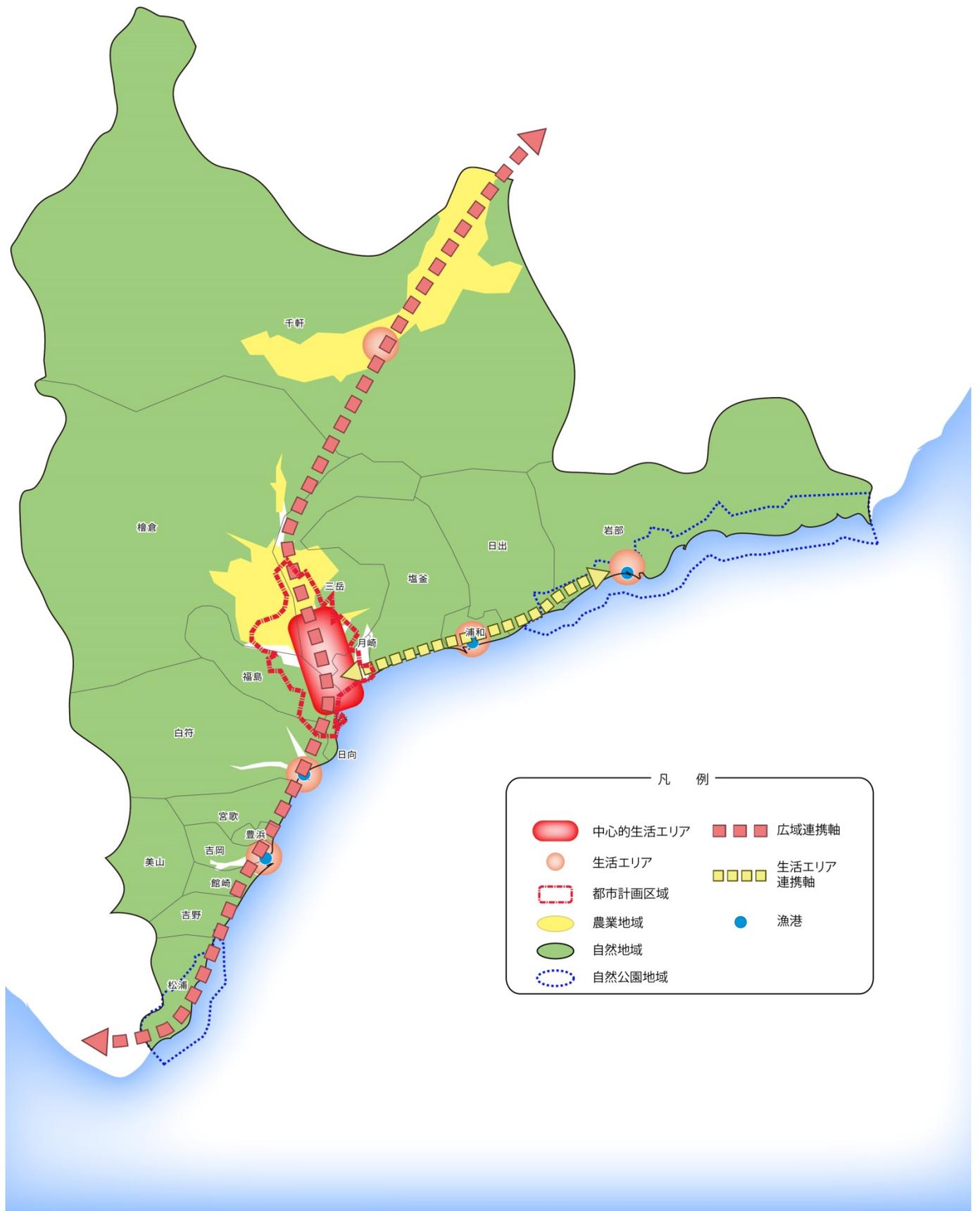


図 2-8 中心的生活エリア、生活エリア設定

## (2) 軸

福島町の将来の「骨格」となる軸として、「広域連携軸」「生活エリア連携軸」「水辺の環境軸」「拠点連携軸」の4つの軸を定めます。

「広域連携軸」として、千軒地区から福島市街を抜け、松浦地区に至るまでの国道 228 号沿いを「広域連携軸」と設定します。本町の南北に伸びるまちの構造を支えるとともに、松前方面および知内・函館方面の交流・連携を担う、本町の背骨となる軸です。

「生活エリア連携軸」として、道道岩部渡島福島停車場線沿いを設定します。「生活エリア連携軸」は、浦和・岩部の生活エリアと中心的生活エリアを接続することで、住民の生活利便を図るものです。

「水辺の環境軸」として、海岸線(岩部地区から松浦地区に至る道道岩部渡島福島停車場線と国道 228 号の沿線)および福島川沿いを設定します。水辺の豊かな自然環境の保全と活用に務めることで、うるおいのある景観を形成するものとします。

中心的生活エリア内の軸として、都市計画道路などを「拠点連携軸」に設定します。「拠点連携軸」は、中心的生活エリア内において、拠点へのアクセス利便性や回遊性を高めるものとします。

表 2-3 設定する軸

範囲	名称	内容	対象
町域	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内外の交流・連携を担う。</li> <li>・ 周辺都市との公共交通軸となる。</li> </ul>	国道 228 号(千軒～福島市街～松浦)
	生活エリア連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各生活エリアを中心的生活エリアと接続することで、住民の生活利便を図る。</li> <li>・ デマンドバス等の町内の公共交通軸となる。</li> </ul>	道道岩部渡島福島停車場線(国道 228 号～岩部)
	水辺の環境軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全と活用を務める。</li> </ul>	海岸線(岩部から松浦に至る道道岩部渡島福島停車場線と国道 228 号の沿線)、福島川
生活エリア	拠点連携軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心的生活エリア内において拠点へのアクセス利便性や回遊性を高める。</li> </ul>	都市計画道路など

## (3) 拠点

利便性が高く、歩いて回れる市街地を実現するため、「行政拠点」「文教拠点」「健康・福祉拠点」「商業業務拠点」の4つの拠点を整備します。さらに、「産業拠点」「観光・交流拠点」を設定し、効率的な産業経営やわかりやすい観光まちづくりを目指します。

表 2-4 設定する拠点

名称	対象
行政拠点	福島町役場
文教拠点	福島小学校と福島中学校とその周辺、福島商業高校
健康・福祉拠点	福祉センターとその周辺、老人ホームとその周辺
商業・業務拠点	国道 228 号と道道岩部渡島福島停車場線の交差点付近
産業拠点	福島漁港周辺、福島川左岸河口付近
観光・交流拠点	トンネル記念館、横綱記念館とその周辺、海峡横綱ビーチ



図 2-9 将来都市構造図 (都市計画区域 (赤破線) 内)

# 3章 都市機能誘導区域・誘導施設

## 3-1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

### (1) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。原則として、市街化区域を定めない非線引き都市である福島町においては、用途地域内に定めます。

### (2) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域内において、各種サービスが効率的に提供され、またサービスを楽しむことができるよう、本町では下記の「各拠点から徒歩や自転車で容易に回遊できる区域」「一体性を有している区域」「災害に対する安全性等が確保される区域」の観点から都市機能誘導区域を定めます。

#### ●都市機能誘導区域の設定方針

##### ① 各拠点にアクセスしやすく広域的連携を行いやすい区域

利便性の高い市街地を形成するため、将来の都市構造において位置付けた拠点を回遊しやすく、また町内各地域からアクセスしやすい区域に都市機能誘導区域を定めます。

また、本町だけで都市機能を充足させるのではなく、函館等の周辺都市と広域的な連携を行う観点も重視し、都市機能誘導区域を設定します。

##### ② 一体性を有している区域

わかりやすく回遊しやすい市街地形成を進めるため、街区構造や用途地域指定と整合した、一体性のある区域を設定します。

##### ③ 災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域を設定します。

## 3-2 都市機能誘導区域の設定

### (1) 都市機能誘導区域の設定方法

都市計画誘導区域の設定方針に基づき、用途地域のうち、下記の条件を満たす区域を都市機能誘導区域と定めます。

#### ア. 各拠点を徒歩や自転車で容易に回遊できる区域

将来の都市構造において、「行政拠点」「文教拠点」「健康・福祉拠点」などの拠点として位置づけた地区を基本に、主要施設の配置状況と道路網を考慮し、徒歩や自転車で容易に施設間を移動できる範囲に定めます。

#### イ. 居住誘導区域外や町外とのアクセスが確保された区域

人口減少が進行している本町では、本町だけで都市機能を充足させるのではなく、函館等の周辺都市と広域的な連携を行い、利便性を高める観点も重要となります。将来の都市構造において、「広域連携軸」と位置づけた国道 228 号の沿道地区を都市機能誘導区域の基本とし、広域的な連携を推進します。

また、福島町は、海岸線沿いの各漁港ごとに分散して居住地が形成されていることから、町内に居住する全ての方が各種生活サービスを楽しむことができるよう、居住誘導区域はもとより、居住誘導区域外や吉岡地区などの都市計画区域外からもアクセスしやすい区域を都市機能誘導区域として設定します。

#### ウ. 区域としての一体性の確保

用途地域の指定状況を踏まえ、土地利用の自由度が一定程度ある区域を都市機能誘導区域に指定します。具体的には、「第2種住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」の範囲内に都市機能誘導区域を設定します。

また、各種施設の立地状況、幹線道路の整備状況、区画等を踏まえ、一体性があり、わかりやすい区域として指定します。

## エ. 災害リスクの低い区域

災害に対する安全性を確保するため、町内に指定されている各種ハザードエリアを考慮して都市機能誘導区域を設定します。

なお、津波浸水に関しては、「ア.各拠点を徒歩や自転車で回遊できる区域」の多くが津波浸水すると想定されています。本計画では、木造家屋が全面破壊に至る高さである「津波浸水2m以上」は都市機能誘導区域には含めないこととします。津波浸水2m未満と想定される区域については、居住誘導区域に含めますが、避難路の整備や防災無線の整備、また防災訓練の実施等の災害防止策を進めます。

表 3-1 本町の市街地で指定されているハザードエリアと都市機能誘導区域への対応

各種ハザードエリア名		都市機能誘導区域への対応
津波	津波浸水予測範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水2m以上(木造家屋が全面破壊に至る高さ)は都市機能誘導区域に含めない。</li> <li>津波浸水2m未満は災害防止策を実施し、都市機能誘導区域に含める。</li> </ul>
洪水	洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水2m以上は都市機能誘導区域に含めない。(日常生活サービス施設が集積している区域には該当なし)</li> </ul>
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域に含めない。</li> </ul>
	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則都市機能誘導区域には含めないが、災害防止策の整備状況や都市機能誘導区域の一体性を勘案し、適当と考えられる場合は都市機能誘導区域に含める。</li> </ul>
	土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則都市機能誘導区域には含めないが、災害防止策の整備状況や都市機能誘導区域の一体性を勘案し、適当と考えられる場合は都市機能誘導区域に含める。</li> </ul>

## (2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定方法に沿って、下図の区域を都市機能誘導区域に設定します。都市機能誘導区域においては、各種生活サービスを確保・維持できるように次項の誘導施設の誘導・維持を図ります。

本町の都市機能誘導区域は福島川の右岸・左岸で地理的には分かれているものの、区域的には連担しているものであり、一体的な区域として整備を進めます。

なお、都市機能誘導区域内においては、「土砂災害警戒区域」「土砂災害危険箇所」の指定はありません。

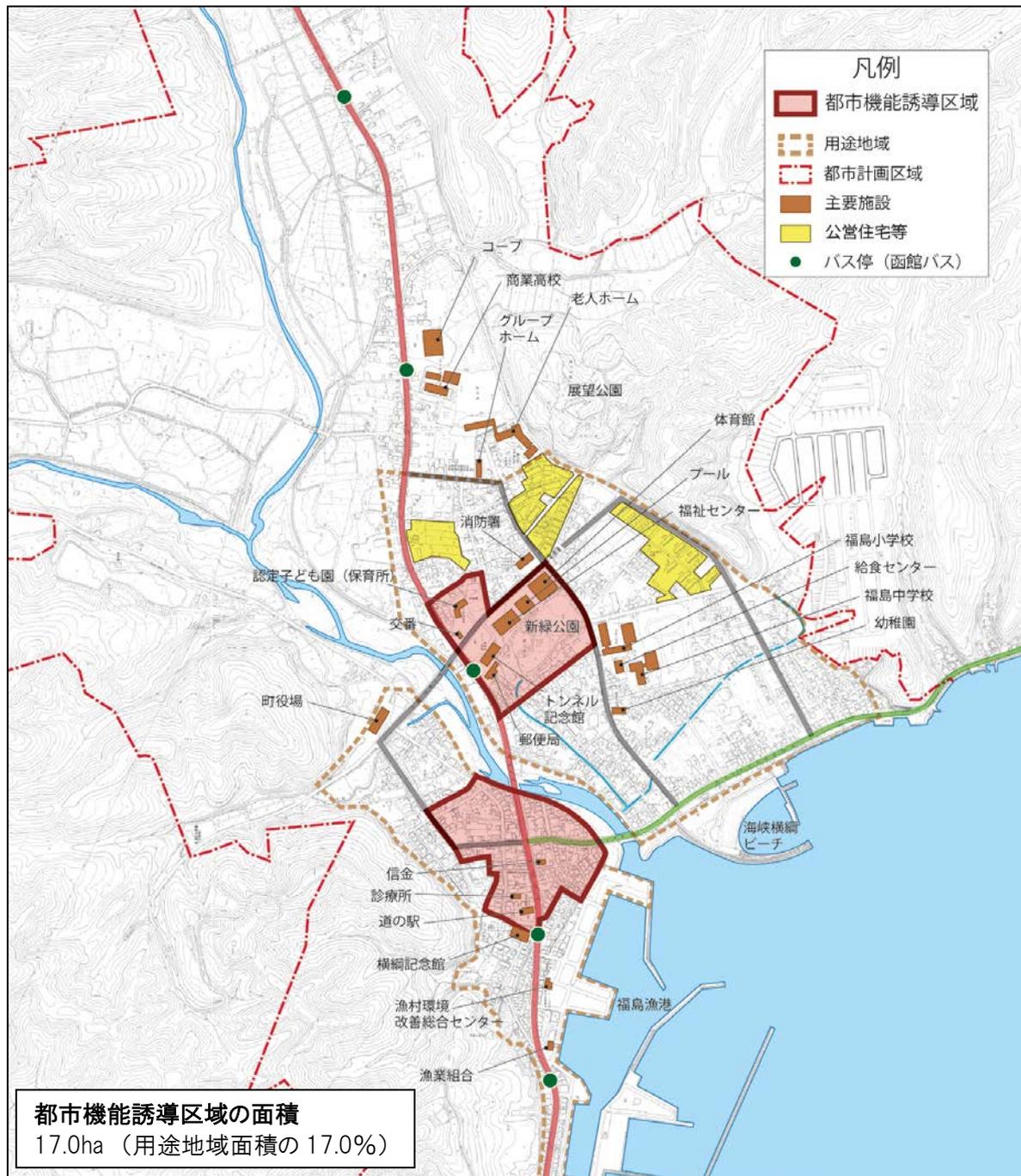


図 3-1 都市機能誘導区域

## 3-3 誘導施設の考え方

### (1) 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設<sup>※</sup>です。

誘導施設を定めることにより、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為等を行う場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行う場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられます。

※都市機能増進施設：居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。(都市再生特別措置法)

### (2) 誘導施設の考え方

都市機能誘導区域内において、持続的に各種生活サービスが提供され、生活利便性を確保できるように、「ターゲットとストーリーの実現に必要な施設」「転出を抑制すべき施設」の観点から、誘導施設を定めます。

#### ● 誘導施設の設定方針

##### ① 「ターゲットとストーリー」の実現に必要な施設の設定

本計画では、「子育て世代」を対象に「子育て世代が安心して子育てできる利便性の高いまちづくり」、「高齢者」を対象に「高齢者が慣れ親しんだ地区で健康に生き続けられる環境の形成」、「若者」を対象に「若者が働きやすく暮らしやすい市街地形成」をターゲット(コンパクトなまちづくりの方針)として掲げています。また、ターゲットの実現に向けて、「公共施設・都市基盤ストックを活用した賑わいある市街地整備」「子育て世代・若者・高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備」「集落と市街地、市街地と他市町村を結ぶ広域交通ネットワークづくり」をストーリー(誘導方針)として設定しています。これらのターゲットの実現に向け、ストーリーの実施に必要な誘導施設を設定します。

##### ② 転出を抑制すべき施設の検討

誘導施設を設定するにあたっては、「新たに施設を誘導する」という観点も重要ですが、「現在立地している施設を維持する」という観点も重要です。函館等の周辺都市と広域的な連携も視野に入れながら、本町で利便性を確保した生活を送るために維持すべき施設を検討し、誘導施設を設定します。

## 3-4 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の設定方法

誘導施設の設定方針に基づき、下記の手順で誘導施設を設定します。

#### ① 「ストーリー(誘導方針)」に沿って、求められる都市機能を整理

まず、本計画で掲げる「ストーリー(誘導方針)」を実施するために、「必要と考えられる都市機能増進施設」とそのねらいを整理します。

表 3-2 ストーリーの実施のために「必要な都市機能増進施設」とそのねらい

実現したい「ストーリー」	ねらい	機能	必要と考えられる都市機能増進施設
公共施設・都市基盤ストックを活用した賑わいある市街地整備	子どもから大人まで出歩きたくなる環境の形成	商業機能	食品スーパー
			コンビニエンスストア
		社会教育機能	図書館
			博物館
			体育館
		福祉機能	地域活動支援センター
公民館・集会所			
サービス付き高齢者向け住宅 福祉施設(通所系)			
観光拠点機能	道の駅		
子育て世代・若者・高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備	子育て世代が子育てしやすい環境の形成	子育て機能	保育所・幼稚園 認定子ども園
			学校教育機能
		中学校	
	高等学校		
	高齢者が安心して生活できる環境の形成	医療機能	診療所
		福祉機能	福祉施設(入所系)
	若者・子育て世代・高齢者が便利に暮らせる環境の形成	金融機能	銀行・信用金庫等
郵便局			
集落と市街地、市街地と他市町村を結ぶ広域交通ネットワークづくり	公共交通の利便性の確保	交通結節点機能	バス待合所 (乗り継ぎ・乗り換え用)

## ② 「必要と考えられる都市機能増進施設」の立地状況と誘導施設への位置づけの考え方を検討

次に、前項で整理した「必要と考えられる都市機能増進施設」について、都市機能誘導区域内の立地状況を整理した上で、「誘導施設の考え方」として、誘導施設に設定する意義や実現可能性について整理します。

表 3-3 「必要と考えられる都市機能増進施設」の立地状況と誘導施設への位置づけの考え方

機能	都市機能増進施設	都市機能誘導区域内の立地状況	誘導施設の考え方 (○：誘導施設へ位置付ける、×：誘導施設に位置付けない)
商業機能	食品スーパー	・立地なし。 (都市機能誘導区域外に大型スーパーが立地)	・都市機能誘導施設内に一定規模の食品スーパーは立地しておらず、まちの賑わいと利便性を確保するために誘導が必要。 ○
	コンビニエンスストア	・立地なし。 (都市機能誘導区域外に立地)	・コンビニエンスストアは、都市機能誘導区域のみならず、全町に広く必要。 ×
社会教育機能	図書館	・「福祉センター」内に図書室が立地。	・子どもから大人までが学べる環境づくりと、まちの賑わいに繋がる外出機会を創出するために誘導・維持が必要。 ○
	博物館	・「青函トンネル記念館」が立地。 ○	
	体育館	・「総合体育館」が立地。 ○	
福祉機能	地域活動支援センター	・「福祉センター」が立地。	・誰もが生きがいを持って暮らせるように、生涯教育や町民交流の要となる場の誘導が必要。 ○
	公民館集会所	・「丸山地区会館」「福祉センター」が立地。	・海岸沿いに居住地が形成されている本町において、全町に広く必要。 ×
	サービス付き高齢者向け住宅	・立地なし。	・基本的には一般の住宅と同様の形態であるため、誘導施設には設定しない。 ×
	福祉施設(通所系)	・都市機能誘導区域外に立地。	・施設から各家までの車による送迎を基本としているため、必ずしも都市機能誘導区域に必要な施設ではない。 ×
	福祉施設(入所系)	・都市機能誘導区域外に立地。	・比較的要介護度が重い方が入所しているため、必ずしも都市機能誘導区域に必要な施設ではない。 ×
観光拠点機能	道の駅	・道の駅「横綱の里ふくしま」が立地。	・道の駅は再編を計画中であり、具体的な設備・機能等が決定した後に、誘導施設への位置づけを検討することが必要。 ×
子育て機能	保育所	・認定こども園(保育所型)が1施設立地。	・子育て世代が安心して子育てができるように、保育所、幼稚園、認定子ども園の誘導や転出抑制が必要。 ○
	幼稚園	・立地なし。 (都市機能誘導区域外に立地)	
	認定こども園	・認定こども園(保育所型)が1施設立地。 ○	
学校教育機能	小学校	・立地なし。 (都市機能誘導区域外に立地)	・学校建設には広い用地が必要となるため、都市機能誘導区域への誘導は難しい。 ×
	中学校		×
	高等学校		×

機能	都市機能 増進施設	都市機能誘導区域内の 立地状況	誘導施設の考え方 (○：誘導施設へ位置付ける、×：誘導施設に位置付けない)	
医療機能	診療所	・診療所が1施設立地。	・子どもから大人までが安心して暮らせるように、継続した医療サービスを提供できる地域に根付いた医療機関の誘導や転出抑制が必要。	○
機能金融	銀行 信用金庫等	・信用金庫が1施設立地。	・便利に暮らせる環境づくりのため、信用金庫や郵便局などの金融機関の誘導や転出抑制が必要。	○
	郵便局	・郵便局が1施設立地。		○
交通結節点機能	バス待合所 (乗り継ぎ・ 乗り換え用)	・立地なし。 (簡易な屋根付きバス待合所等はあるものの、交通結節点としての機能を持つバス待合所はない)	・小規模な施設となるため、誘導施設に位置付ける必要はないが、道の駅整備の動向も勘案し、交通結節機能を持つバス待合所の整備を検討する必要がある。	×

## (2) 誘導施設

「誘導施設の考え方」を踏まえ、以下のように誘導施設を設定します。今後は、想定される整備手法を考慮しながら、誘導施設の誘導・維持を図ります。

表 3-4 設定した誘導施設

機能	誘導施設	対象	想定される整備手法
商業機能	食品スーパー	・店舗面積 500 m <sup>2</sup> を超える商業施設(共同店舗・複合施設等も含む)で、生鮮食料品を取り扱う施設	-
社会教育機能	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図書館	-
	博物館	・博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館 ・博物館法第 29 条に規定する博物館相当施設	道の駅との併設・連携もあり得る
	体育館	・地方自治法第 244 条に定める公の施設	-
福祉機能	地域活動支援センター	・各種福祉相談事業その他福祉振興に関する活動の場の提供を行う施設 ・町民の文化活動及び教養、保健その他健全な余暇活動の場の提供を行う施設 ・町民の集会、会議、結婚式場等の提供、その他公共的利用に関する場の提供を行う施設 ・社会教育法第 22 条各号に規定する公民館の事業に類する事業の場の提供を行う施設	診療所との連携もあり得る
子育て機能	保育所	・児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所	-
	幼稚園	・児童福祉法第 39 条第 2 項に規定する幼稚園	-
	認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定する認定こども園	-
医療機能	診療所	・医療法第1条の5第 2 項に規定する診療所	地域活動支援センターとの連携もあり得る
金融機能	銀行	・銀行法第2条第1項に定める銀行 ・信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に定める信用金庫等	-
	郵便局	・日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局	-

# 4章 居住誘導区域

## 4-1 基本的な考え方

### (1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。原則として、都市機能誘導区域内およびその外側において設定されます。

居住誘導区域を定めることにより、本区域外で一定以上の開発行為または建築等行為を行う場合、原則として市町村長への届出が必要となります。

なお、居住誘導区域外への居住を否定するものではなく、居住誘導区域内外から都市機能誘導区域へアクセスしやすい環境を整備する視点も重要となります。

### (2) 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域において、一定の人口を確保し、生活サービスやコミュニティが持続的に維持されるよう、本町では下記の「生活利便性が確保される区域」「生活サービス機能の持続的な維持」「災害に対する安全性」の観点から居住誘導区域を定めます。

#### ●居住誘導区域の設定方針

##### ① 生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域に容易にアクセスすることのできる区域を設定します。

##### ② 生活サービス機能の持続的確保に向け、人口を維持すべき区域

社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に合わせた区域設定を行い、医療、福祉、商業等の生活サービス機能の持続的な確保ができるよう、人口密度を維持すべき区域を設定します。

##### ③ 災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であり、また土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域を設定します。

## 4-2 居住誘導区域の設定居住

### (1) 居住誘導の設定方法

居住誘導区域の設定方針に基づき、用途地域のうち、下記の条件を満たす区域を居住誘導区域と定めます。

#### ア. 都市機能誘導区域に容易にアクセスできる区域

生活利便性を確保するため、都市機能誘導区域に徒歩や自転車等で容易にアクセスできる区域を設定します。具体的には、本町の高齢化の状況(2015年時点で41.9%)も考慮し、高齢者の一般的な徒歩圏内(500m)を目安に居住誘導区域を設定しています。設定した居住誘導区域は図4-1に示す通りです。

#### イ. 引き続き人口密度を維持する区域

人口密度を維持していくため、水産加工施設が多く立地している準工業地域を除き、居住誘導区域を設定します。また、本町の町営住宅・改良住宅は需要も高く、人口が集中しているエリアと考えられることから、原則居住誘導区域に含めます。

#### ウ. 災害リスクの低い区域

災害に対する安全性を確保するため、町内に指定されている各種ハザードエリアを考慮して居住誘導区域を設定します。

なお、津波浸水に関しては、「ア. 都市機能誘導区域に容易にアクセスできる区域」の大半が津波浸水すると想定されています。本計画では、木造家屋が全面破壊に至る高さである「津波浸水2m以上」は居住誘導区域には含めないこととします。津波浸水2m未満と想定される区域については、居住誘導区域に含めますが、避難路の整備や防災無線の整備、また防災訓練の実施等の災害防止策を進めます。

表 4-1 本町の市街地で指定されているハザードエリアと居住誘導区域への対応

各種ハザードエリア名		居住誘導区域への対応
津波	津波浸水予測範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>津波浸水2m以上(木造家屋が全面破壊に至る高さ)は居住誘導区域に含めない。</li><li>津波浸水2m未満は災害防止策を実施し、居住誘導区域に含める。</li></ul>
洪水	洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"><li>洪水浸水2m以上は居住誘導区域に含めない。 (日常生活サービス施設が集積している区域には該当なし)</li></ul>
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"><li>居住誘導区域に含めない。</li></ul>
	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"><li>原則居住誘導区域には含めないが、災害防止策の整備状況や居住誘導区域の一体性を勘案し、適切と考えられる場合は居住誘導区域に含める。</li></ul>
	土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"><li>原則居住誘導区域には含めないが、災害防止策の整備状況や居住誘導区域の一体性を勘案し、適切と考えられる場合は居住誘導区域に含める。</li></ul>

#### エ. 区域としての一体性を確保

用途地域の指定状況や幹線道路の整備状況、区画等を踏まえ、一体性のある区域として指定します。

## (2) 居住誘導区域

居住誘導区域の設定方法に沿って、下図の区域を居住誘導区域に設定します。居住誘導区域の面積は60.7haであり、用途地域面積の約6割に相当します。これは、国立社会保障・人口問題研究所が推計した本町の人口減少率(2035年には2015年の5割相当の2,104人)とおおよそ整合が取れています。本町では、人口減少を抑制し、2035年の人口を2,573人(2035年には2015年の6割相当)に留めるため、「福島町人口ビジョン・総合戦略」に示す様々な施策を実施しています。本計画では、総合戦略と整合をとった誘導施策を進め、人口減少下でも一定の生活サービスを維持できる利便性の高いまちづくりを進めていきます。

居住誘導区域内では、「土砂災害危険箇所」の指定はありませんが、一部「土砂災害警戒区域」が指定されています。防災マップの活用や防災訓練の実施等を通じ、災害が拡大しづらいまちづくりに努めます。

なお、居住誘導区域に含まれない地域においても、後述する誘導施策で示すように、都市機能誘導区域へアクセスしやすい環境整備を進めます。

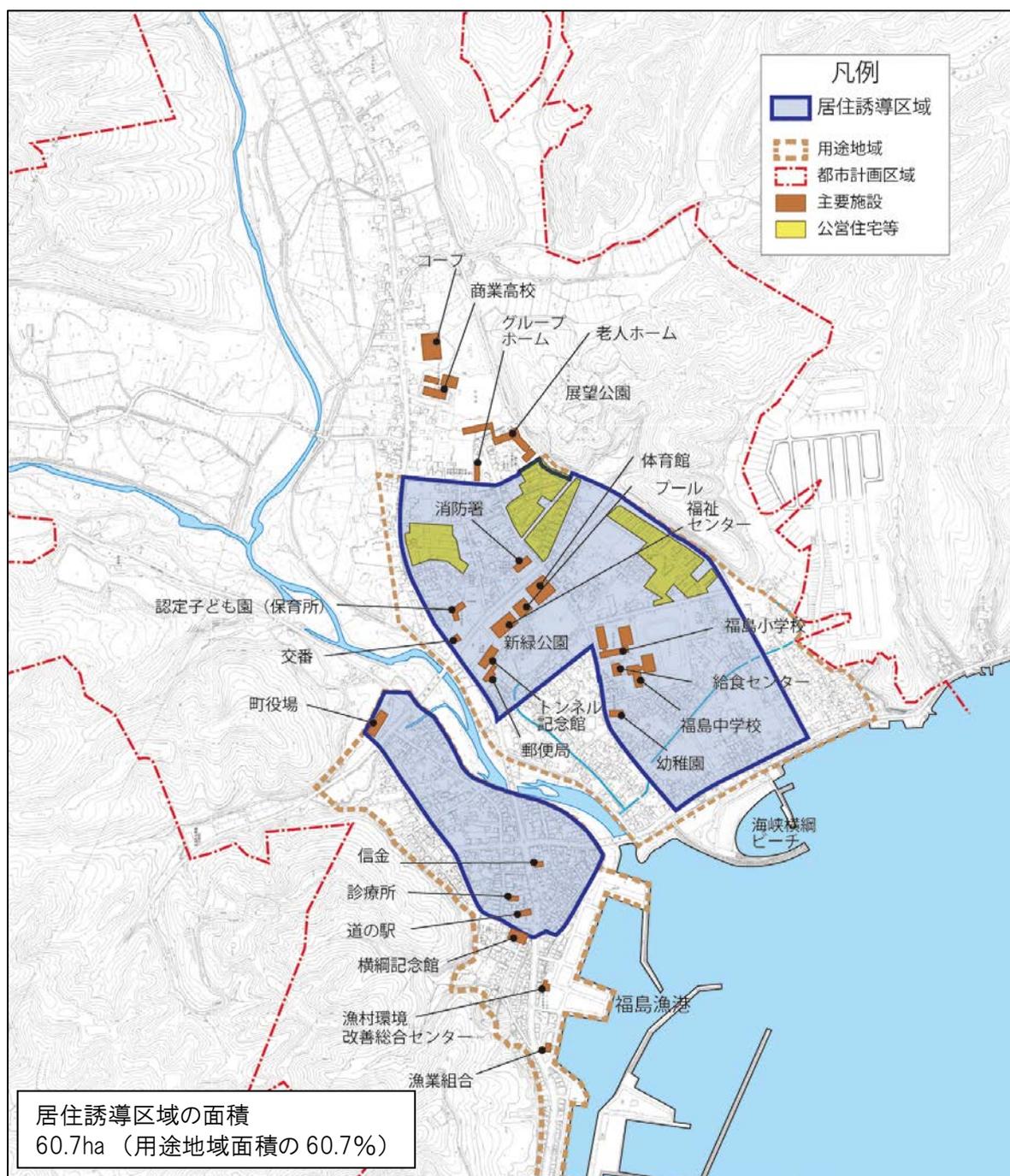


図 4-1 居住誘導区域

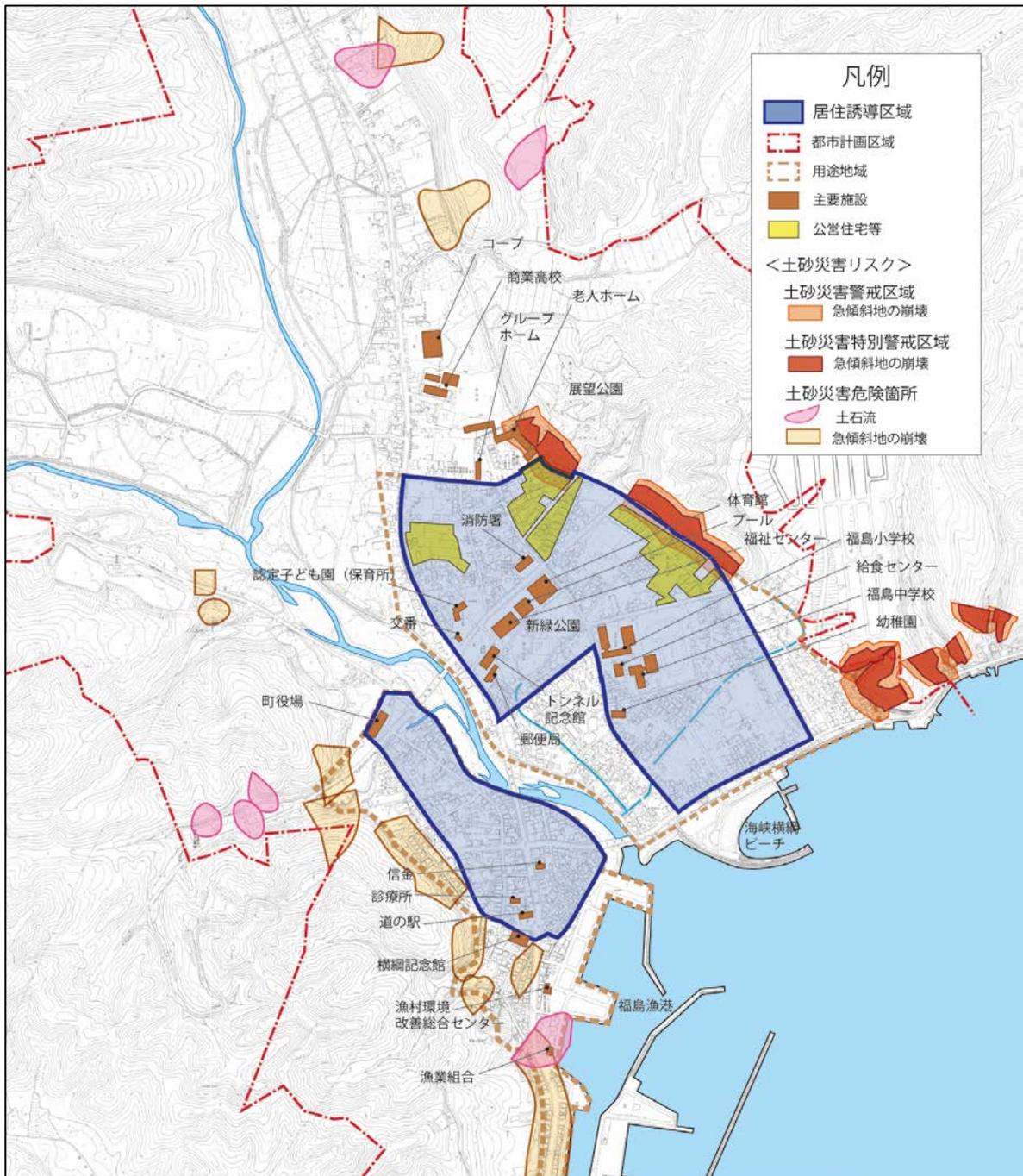


図 4-2 【参考】居住誘導区域と土砂災害ハザードの位置図  
資料：北海道「北海道土砂災害システム」

# 5章 都市機能および居住を維持・誘導するための施策

## 5-1 施策の方向性

コンパクトなまちづくりの方針(ターゲット)の実現に向け、誘導方針(ストーリー)に基づいた施策を実施し、人口減少下でも安心・便利に暮らせるまちづくりを目指します。施策は以下の方針で設定します。

### ●施策の方針

#### ① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導

都市機能誘導区域において、誘導施設を維持・誘導し、安心・便利に生活サービスを楽しむまちづくりを目指します。また、「福島町公共施設等総合管理計画」と連携し、既存公共施設や都市基盤ストックの活用に取り組みます。

#### ② 居住誘導区域における人口密度の維持

居住誘導区域の人口密度を維持するため、ハード事業・ソフト事業両面から良好な居住環境の形成を目指します。また、定住促進施策と連携し、新たな居住者を呼び込むための取組みを行います。

#### ③ まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

「福島町生活交通確保維持改善計画」との連携を図り、町民ニーズや地域特性に対応した公共交通の維持・活性化に向けて、町民・交通事業者・行政等の連携により取組みを進めます。

#### ④ 居住誘導区域外における良好な生活環境の確保

海岸線沿いの各漁港ごとに分散して居住地が形成されている本町の特性を踏まえ、居住誘導区域のみならず、区域外の各集落等でも各種生活サービスを楽しむまちづくりを図ります。

## 5-2 都市機能誘導区域に関する施策

### ア. 届出制度の活用

都市再生特別措置法では、誘導施設の建築等または休廃止に関して、届出制が定められています。本町では、届出制を活用しながら、都市機能の維持・誘導を図ります。

#### ●建築等の届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で以下の建築等を行おうとする場合には、原則として、行為の種類、場所、設計などについて町長への届出が義務付けられます。届出は、建築等を行う30日前までに行うこととされています。(都市再生特別措置法第108条第1項)

表 5-1 届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
①誘導施設を有する建築物の建築目的の <u>開発行為</u> を行おうとする場合。	①誘導施設を有する建築物を <u>新築</u> しようとする場合 ②建築物を <u>改築</u> し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の <u>用途を変更</u> し誘導施設を有する建築物とする場合

誘導施設である保育園について開発行為等を行おうとする場合…

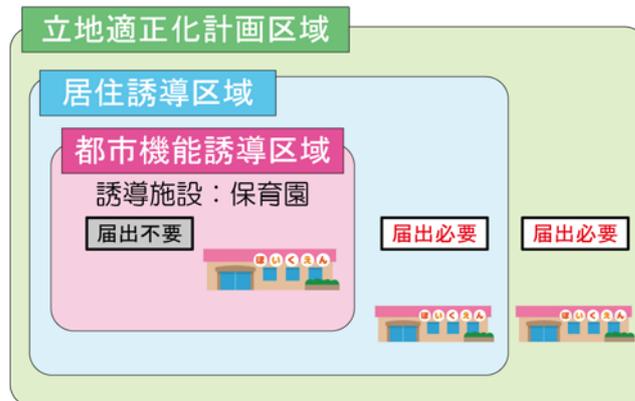


図 5-1 届出の対象となる行為

## ●休廃止等の届出

都市機能誘導区域内における既存建物・設備に対し、有効活用や機能維持について検討するため、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・または廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付けられています。届出は、休止または廃止を行う30日前までに行うこととされています。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

誘導施設である保育園を休廃止しようとする場合…



図 5-2 届出の対象となる行為

### イ. 誘導施設の維持・誘導、既存施設の活用

生活利便性を維持するため、誘導施設の維持・誘導を図ります。また、誘導施設の維持・誘導にあたっては、各種上位・関連計画と連携し、既存施設を積極的に利活用することで、人口減少下でも持続可能な都市経営を行えるよう取り組みを進めます。具体的には、下記の施策を実施します。

- 生活利便性を維持するため、誘導施設の維持・誘導を図ります。誘導施設の維持・誘導にあたっては、社会資本整備総合交付金や届出制度の活用も検討しながら、取り組みを進めます。
- 「公共施設等総合管理計画」と連携し、持続可能な都市経営を念頭に、既存施設の利活用を進めるとともに、計画的な改修・建替を図ります。
- 出歩きたくなる環境の創出を目指し、空き店舗の利活用を検討します。
- 商店街や公共施設でのイベント開催などまちの賑わいを創出するソフト事業を促進します。

### ウ. 公共交通ネットワークの整備

海岸線沿いの各漁港ごとに分散して居住地が形成されている本町の特性を踏まえ、居住誘導区域のみならず、区域外の各集落等でも各種生活サービスを楽しむまちづくりを図ります。具体的には、下記の施策を実施します。

- 居住誘導区外からも都市機能誘導区域にアクセスできるように、デマンドバスを含めた公共交通ネットワークの形成を推進します。デマンドバスにおいては、高齢者の外出意欲が向上するよう、ドア・ツー・ドア性の向上に努めます。
- 函館等の周辺都市との連携を推進するため、バス待合所の環境整備等わかりやすく利用しやすい広域的な公共交通ネットワーク形成を図ります。

## 5-3 居住誘導に関する施策

### ア. 届出制度の活用

都市再生特別措置法では、居住誘導区域外における一定規模以上の開発行為又は建築等行為に関して、届出制が定められています。

本町では、届出制を活用しながら、適切な居住誘導を図ります。

### ● 建築等の届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で一定規模以上の建築等行為又は開発行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付けられます。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）

表 5-2 届出の対象となる行為

開発行為	建築等行為
① <b>3戸以上の住宅</b> の建築目的の開発行為	① <b>3戸以上の住宅</b> を新築しようとする場合
② <b>1戸又は2戸</b> の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が <b>1,000 m<sup>2</sup>以上</b> のもの	② <b>人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの</b> を新築しようとする場合 (例えば、 <b>寄宿舍</b> や <b>有料老人ホーム</b> 等)
③ <b>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの</b> の建築目的で行う開発行為(例えば、 <b>寄宿舍</b> や <b>有料老人ホーム</b> 等)	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合



図 5-3 届出の対象となる行為

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」

## イ. 基盤整備事業との連携(ハード事業)

居住誘導区域内において、人が住みたくなる魅力的な居住地形成を進めるため、「都市計画マスタープラン」「公営住宅等長寿命化計画」等の上位関連計画と整合・連携し、道路や浄化槽、町営住宅等の都市基盤整備を図ります。具体的には、下記の施策を実施します。

- 「都市計画マスタープラン」と整合・連携し、居住誘導区域内における町道の維持管理や街路樹整備を行い、安全性や景観に配慮した基盤整備を行います。
- 「公営住宅等長寿命化計画」と連携し、町営住宅等の適正配置と計画的な維持・改修を進めます。
- 「定住促進住宅基本計画」と連携し、居住誘導区域内での定住促進住宅の整備を進め、「子育て世代」「若者」をターゲットとした移住・定住促進を図ります。
- 公営住宅等や若者・移住者向けの住宅建設を見据え、土地の先行取得を進めます。

## ウ. 良好な居住環境の形成(ソフト事業)

基盤整備事業とあわせ、リフォーム・ユニバーサルデザインの促進や定住促進に関する計画策定など、ソフト面からも居住誘導を図ります。具体的には、下記の施策を実施します。

- リフォームやユニバーサルデザイン化を促進し、安心・快適に居住できる居住環境の形成を促進します。
- 浄化槽の設置PRなど、浄化槽の設置促進を行い、住環境の改善を図ります。
- 居住誘導区域内でのU・I・Jターン者の居住促進を強化します。例えば、現在住宅を所有しておらず、定住を目的に住宅を新築、または中古住宅を購入した場合に奨励金を交付していますが、居住誘導区域内での新築または購入した場合に、奨励金のかさ上げを検討します。

## エ. 空き家等活用事業

現在居住区域内に散見される空き家について、防災・景観上の観点から、適正な管理や必要に応じて除却を進め、区域内の魅力向上を図ります。具体的には、下記の施策を実施します。

- 空き家の所有者と利用希望者が登録し、空き家に関する情報を収集することができる「空き家バンク」を活用し、空き家の有効活用を促進します。
- 「福島町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家所有者への指導を行うなど、空き家の適正な管理や利活用を促進します。
- 「福島町空家等の適正管理に関する条例」に基づき、危険な建築物等を除却する際には補助金を交付します。

## オ. 災害に強くなやかな居住地の整備

安心・安全に暮らせる居住地形成に向け、災害が起こりづらい、また起こったとしても被害を最小限に留めることが出来る居住地形成を進めます。具体的には、下記の施策を実施します。

- 居住誘導区域内で津波浸水や土砂災害が想定されている区域は、引き続き治山・治水対策を行い、災害が起こりづらい土地利用を図ります。
- 災害が起こった場合に迅速に安全な場所に避難できるように、避難施設や避難路の整備を進めます。
- 防災訓練の実施や防災マップの活用等を進め、ソフト面からも災害が拡大しづらい居住地形成に努めます。

## 5-4 居住誘導区域外の良い居住環境の確保のための施策

### ア. 地域コミュニティ維持のための居住環境の確保

本町の基幹産業は漁業・水産加工業であり、今後も基幹産業を育てていくためには、漁業・水産加工業の核となっている各集落の居住環境もあわせて確保する必要があります。各集落の居住環境を確保するために、以下の施策を実施します。

- 生活利便性の確保を図るため、各生活エリアに立地する既存の公共施設や生活利便施設の維持を図ります。
- 都市機能誘導区域や函館等の周辺市町村にアクセスし、高次の生活サービスを楽しむことができるように、公共交通ネットワークの形成を図ります。デマンドバスについては、わかりやすく町民に周知するとともに、ドア・ツー・ドア性の向上を目指します。

# 6章 評価方法

## 6-1 指標の設定

立地適正化計画においては「概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましい」とされています。

本町においては、ストーリー達成により目指す定量的な目標である「目標指標」と、目標指標の達成により、本町の課題解決を図る「効果指標」を設定し、計画の進捗状況や妥当性等の評価を行います。「目標指標」と「効果指標」は計測の容易さを考慮して設定します。

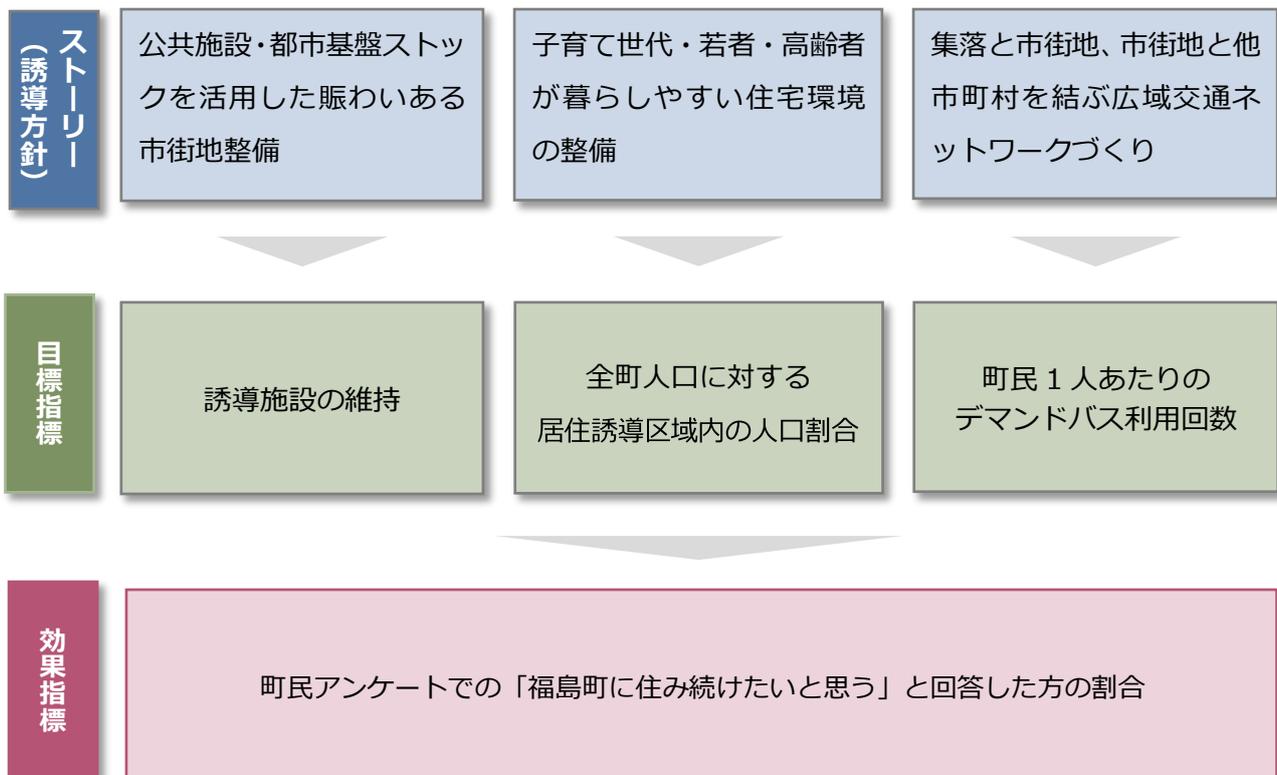


図 6-1 ストーリーと各指標の関係

「目標指標」と「効果指標」は5年に1度調査・分析することとします。その際は、目標値と照らし、達成度を確認するとともに、必要に応じて誘導施策の見直しを行います。

表 6-1 指標の調査方法と目標値

指標		基準値 (2018年)	中間目標値 (2028年)	目標値 (2038年)
目標指標	誘導施設の維持 【調査方法】町資料を用いて調査。	誘導施設は食品スーパーを除き、都市機能誘導区域内に立地	2018年度の誘導施設の立地状況を維持	2028年度の誘導施設の立地状況を維持
	全町人口に対する居住誘導区域内の人口割合 【調査方法】居住誘導区域内の人口を簡易に調査するため、町内の町内会のうち「福島1」「福島2・檜倉」「福島3」「福島4」「月崎1」「月崎2」「丸山団地」「緑町」「新栄町」「三岳1」の人口を計上し、居住誘導区域内の人口として算出。全町人口と照らし、人口割合を算出する。	52% 〔全町人口:4,259人※1 区域内人口:2,201人〕	55% 〔全町人口:2,808人※2 区域内人口:1,511人〕	60% 〔全町人口:1,851人※2 区域内人口:1,110人〕
	町民1人あたりのデマンドバス利用回数 【調査方法】町資料を用いて「デマンドバス延利用者数」を調査。全町人口と照らし、デマンドバス利用回数を算出する。	0.65回 〔全町人口:4,259人※1 延利用者数:2,760人〕	0.86回 〔全町人口:2,808人※2 延利用者数:1,685人〕	0.86回 〔全町人口:1,851人※2 延利用者数:1,110人〕
効果指標	町民アンケートでの「福島町に住み続けたいと思う」と回答した方の割合 【調査方法】総合計画策定・改定時のアンケートにより調査。	45%※3	45%※4	45%※4

※1:2018年(平成30)3月末日の人口を、住民基本台帳によって調査。

※2:社人研による2020年から5年おきの推計人口を直線で補間することで、人口を推計した。

※3:効果指標の基準値は2015年の数値である。

※4:効果指標の中間目標値・目標値に関しては、総合計画の策定・改定時と同様の時期に調査・分析する。中間目標値に関しては2025年、目標値に関しては2035年頃に達成度を評価する。

表 6-2 目標値の設定理由

指標		目標値の設定理由
目標指標	誘導施設の維持	町内から誘導施設が流出しないことを目標とする。
	全町人口に対する居住誘導区域内の人口割合	各地区・集落ごとにコンパクトに住まう視点から、2018年時点での、全町人口に対する福島エリアの居住人口割合相当を居住誘導区域に誘導することを目標とする。
	町民1人あたりのデマンドバス利用回数	人口減少が進むと思われる2025年、2035年においても、町が掲げているデマンドバス目標(2019年にデマンドバス延利用者数を3,350人とする)と同様の水準で、町民がデマンドバスを利用することを目標とする。
効果指標	町民アンケートでの「福島町に住み続けたいと思う」と回答した方の割合	現状維持を目標とする。

## 6-2 モニタリング計画

本計画は、20年後を見据えた計画ですが、PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年ごとに誘導施策の取り組み状況や評価指標の分析及び評価を行います。その結果に基づき、必要に応じて誘導区域や誘導施設、誘導施策の再検討を含む立地適正化計画の見直しを行い、適切に計画を推進します。



